○平成18年3月1日農林水産省告示第217号(農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後 改 正 前 農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確 農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間 認を行う期間 農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分 認証事項の確認を行う期間 農林物資の種類 認定事項の確認を行う期間 即席めん、乾めん類、マカロニ類、植物性たん白、しょうゆ、ウスおおむね一年とする。ただし |即席めん、乾めん類、マカロニ類、植物性たん白、しょうゆ、ウス | おおむね一年とする。ただし ターソース類、風味調味料、ドレッシング、醸造酢、トマト加工品 、農林物資の性質、日本農林 ターソース類、風味調味料、ドレッシング、醸造酢、トマト加工品 、農林水産大臣が特別の事情 、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、乾燥スープ、一があると認める場合は、この 、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、乾燥スープ、┃規格に適合しない農林物資が マーガリン類、ショートニング、精製ラード、食用精製加工油脂、生じる確率及びその影響の大 マーガリン類等(マーガリン類、ショートニング)、精製ラード、限りでない。 食用植物油脂、ぶどう糖、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、ジョンをの他の事情があると認 食用精製加工油脂、食用植物油脂、ぶどう糖、異性化液糖及び砂糖 ャム類、豆乳類、果実飲料、炭酸飲料、農産物缶詰及び農産物瓶詰められる場合は、この限りで 混合異性化液糖、ジャム類、豆乳類、果実飲料、炭酸飲料、食料缶 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、水産物缶詰及び水産物瓶詰、農産物 ない。 詰及び食料瓶詰(農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産 漬物、ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、ハンバーガ 物瓶詰、水産物缶詰及び水産物瓶詰)、農産物漬物、ベーコン類等 ーパティ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、削り (ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ)、ハンバーガー パティ等(ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ)、チ ぶし、煮干魚類、パン粉、そしゃく配慮食品、熟成ハム類、熟成ソ ーセージ類、熟成ベーコン類、製材、枠組壁工法構造用製材及び枠 ルドミートボール、削りぶし、煮干魚類、パン粉、そしゃく配慮食 品、熟成ハム類等 (熟成ハム類、熟成ソーセージ類、熟成ベーコン 組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材、構 造用パネル、素材、合板、フローリング、畳表 類)、畳表、製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た て継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材、構造用パネル、素材 、合板並びにフローリング 手延べ干しめん、地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料、 手延べ干しめん、地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料、「おおむね一年とする。 有機畜産物、生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表 有機畜産物、生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表 農産物、生産情報公表養殖魚、定温管理流通加工食品 農産物、生産情報公表養殖魚及び定温管理流通加工食品